

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業に係る設計施工監理業務 技術提案特定基準

1 技術提案の評価に対する配点（90点）

審査項目	評価項目	評価配点
基礎審査 20点	業務実績	4点
	資格者数	4点
	総括責任者（管理技術者）の実績	3点
	副総括責任者（土木建築関係）の実績	3点
	副総括責任者（プラント関係）の実績	3点
	配置予定技術者（プラント電気計装設備技術者）の実績	3点
技術審査 70点	実施方針・体制	10点
	提案テーマ1 設計監理を行う上での重要点及びそれに対する取組	20点
	提案テーマ2 施工監理を行う上での重要点及びそれに対する取組	20点
	提案テーマ3 トラブル発生時，繁忙期，緊急時の対応策	20点

【基礎審査，技術審査に係る評価方法】

- ・〔評価値〕×配点を各審査項目の得点とし，それらを合計した得点を技術提案の評価に対する得点とする。

2 参考見積金額（価格審査）に対する配点（10点）

【計算方法】

$$\text{参考見積金額に対する得点} = 10\text{点} \times \frac{\text{最低参考見積金額}}{\text{参加者の参考見積金額}}$$

- ・点数は，小数点第3位を四捨五入した小数点第2位までの値とする。
- ・定量化限度額は設定していない。

3 プロポーザル参加者の得点

【計算方法】

$$\text{総得点} = (\text{技術提案の評価に対する得点}) + (\text{参考見積金額に対する得点})$$

- ・プロポーザル参加者の得点は，上記1及び2に対する得点の合計とする。
- ・合計基準点を60点以上とし，合格基準点を下回った場合は失格とする。

技術提案特定基準

審査項目		評価基準		配点
企業評価	業務実績	応募者の同種業務の実績を評価する。 評価は次の基準による。 5件以上 [1.0] , 4件 [0.75] , 3件 [0.5] , 2件 [0.25] , 1件 [0]		4
	資格者数	所属する技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環又は総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環に限る。）の人数を評価する。 評価は次の基準による。 15人以上 [1.0] , 10人以上 [0.75] , 5人以上 [0.5] , 3人以上 [0.25] 上記以外 [0]		4
予定技術者	予定技術者の実績	管理技術者及び担当技術者の同種業務の実績を評価する。 H27.4.1以降に完了した業務とし、評価は次の基準による。 施設規模230t／日以上 [1.0] 施設規模200t／日以上 [0.75] 施設規模150t／日以上 [0.5] 施設規模100t／日以上 [0.25] 上記以外 [0]	管理技術者	3
			副総括責任者 （土木建築関係）	3
			副総括責任者 （プラント関係）	3
			プラント 電気計装設備技術者	3
実施方針・体制		本業務に対する実施方針及び実施体制について、ごみ処理施設特有の課題や問題点をよく理解し、本業務の目的を果たしうる内容となっているかに着目し、優位な内容を高評価とする。 評価は次の基準による。 特に優れている [1.0] , 優れている [0.75] , 想定程度 [0.5] やや不十分 [0.25] , 不十分 [0]		10

審査項目	評価基準	配点
提案テーマ 1	本業務を実施するに当たり、設計監理を行う上での重要点及びそれに対する取り組みについて、他都市事例等の業務実績に基づく具体的、かつ有効な提案を簡潔に記入すること。 評価は次の基準による。 特に優れている [1.0] , 優れている [0.75] , 想定程度 [0.5] やや不十分 [0.25] , 不十分 [0]	20
提案テーマ 2	本業務を実施するに当たり、施工監理を行う上での重要点及びそれに対する取り組みについて、他都市事例等の業務実績に基づく具体的、かつ有効な提案を簡潔に記入すること。 評価は次の基準による。 特に優れている [1.0] , 優れている [0.75] , 想定程度 [0.5] やや不十分 [0.25] , 不十分 [0]	20
提案テーマ 3	業務履行中に発生するトラブルへの対処法、繁忙期の対応策（社内のバックアップ体制など）、緊急を要するときの連絡体制（本市から管理技術者、担当技術者へ連絡が繋がり易くなるなど）について、他都市事例等の業務実績に基づく具体的、かつ有効な提案を簡潔に記入すること。 評価は次の基準による。 特に優れている [1.0] , 優れている [0.75] , 想定程度 [0.5] やや不十分 [0.25] , 不十分 [0]	20
参考見積金額	配点×最低参考見積金額÷参考見積金額。 本プロポーザル参加者のうち最低参考見積金額を満点とし、他の提案者を相対的に評価する。点数は、少数点第3位を四捨五入した少数点第2位までの値とする。	10
計		100

※ 上表中 [] を評価値とする。

※ [評価値] × 配点を各審査項目の得点とし、各審査項目の得点を合計した総得点が最も高い者を優先交渉権者とする。

※ 応募者の同種業務の実績とは、平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合（以下「組合」という。）を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業（ＤＢＯ方式に限る。）に係る設計施工監理業務（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）を元請として受注した実績とする。ただし、共同企業体としての実績の場合は、構成員の代表者としての実績に限る。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

※ 総括責任者（管理技術者）の同種業務の実績とは、平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業（ＤＢＯ方式に限る。）に係る設計施工監理業務（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く）を管理技術者として行った実績とする。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

※ 副総括責任者（土木建築関係及びプラント関係）の同種業務の実績とは、平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業（ＤＢＯ方式に限る。）に係る設計施工監理業務（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）の実績とする。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

※ プラント電気計装設備技術者の同種業務の実績とは、平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備運営事業に係る設計施工監理業務（基幹的設備改良工事の設計施工監理業務実績を除く。）の実績とする。なお、公告時点で、契約後1年以上経過していれば、実績とみなすこととする。

※ 応募者の業務実績数は、様式1－5の業務実績調査に記載された内容により評価する。

※ 応募者の資格者数は、様式1－6の技術士一覧表に記載された内容により評価する。

※ 予定技術者の実績は、様式1－8から様式1－11に記載された内容により評価する。